

埼玉県銀行合同史料(1)-武州銀行の創設過程-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学大学院 公開日: 2010-03-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 秋谷, 紀男 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/7761

<史料紹介>

埼玉県銀行合同史料(1)

—武州銀行の創設過程—

HISTORICAL MATERIALS ON LOCAL BANKING SYSTEM

博士後期課程 経済学専攻56年入学

秋 谷 紀 男

NORIO AKIYA

〔解 説〕

明治34年末、わが国の普通銀行数は1890行に達し日本の銀行史上最高を示した。しかし、これらの銀行は資本金10万円以下の弱小銀行がその大半を占めていたため、景気の変動に大きく左右された。政府はすでに明治29年4月に「銀行合併法」(明治32年商法公布により廃止)を成立させ、日清戦争後の小銀行濫立の防止策を講じていたが、これ以降昭和に至るまで数度にわたって銀行合同政策を打ち出した。その結果、昭和20年末には明治34年末の約30分の1の65行に減少するに至った。こうしてみると、わが国の銀行史は銀行合同の歴史といっても過言ではないだろう。

本稿は埼玉県銀行合同の端緒となった武州銀行の創設過程に関する史料を15点に纏めたものである。埼玉県といえば、日本の銀行業の生みの親ともいべき渋沢栄一を生んだ県でもある。かかる関係上、埼玉県の銀行には黒須銀行¹⁾のように渋沢栄一の指導を受けて営業している銀行もあり、渋沢を通して政府の銀行政策が徹底される機会も多かったと推測される。したがって、政府の銀行合同政策が活発化されるなかで埼玉県はどうか対応したか、また埼玉県の地理的關係上、都市近郊型の銀行合同を考察する上では好事例といえよう。以下、史料に基づいて武州銀行の創設過程を跡づけることにする。

埼玉県では明治11年に第八十五国立銀行が設立されて以来、昭和18年7月に埼玉銀行が設立されるまで延べ83行の銀行が設立された。とくに銀行設立が活発であったのは明治27年から34年までの企業勃興期・日清戦争期で、この時期には53行の設立をみた。しかし、それ以後の銀行設立は急減し、大正期には5行の設立をみたにすぎない。その反面、銀行合同は著しく進展し大正9年以降昭和元年までに18行、昭和2年から18年7月までに19行が合同されるに至った。そして、埼玉県の銀行合同を知事自らが先頭に立って実現しようとしたのが武州銀行の設立であった。

武州銀行設立の動きは、大正7年春に埼玉県信用組合連合会々長の田中四一郎、同理事森田熊吉、町田嘉之助の3氏が時の県知事岡田忠彦に県信連の機関銀行を設立して欲しいと働きかけたことに始まる。これは後述の如く、当時の県信連は50万円以上の運転資金をもっており、この資金を安心して預金できる機関銀行を必要としていたことによるが、大正6年に田中四一郎が鳥取県信用組合連合会を視察した際、鳥取県信連が奨恵銀行内に置かれ、県信連の預金が直接奨恵銀行に預入れられるという機構²⁾を目のあたりにしてきたことも大きな働きかけの理由であった。岡田知事は「君等の理想を実現するのは良いけれども、良く考えると今後の経済界は波乱万丈になる。その時これを收拾しうる銀行を作ったほうがよいと思う³⁾と述べたという。県知事就任以来、小銀行整理を目標に掲げていた岡田知事は、さっそく大正7年2月4日に郡長会議を開催し、新銀行設立について審議を行った。この審議を基にして2月6日には県内務部が各郡宛に「銀行設立ニ関スル調査ノ件」を通牒した。各郡では急遽答申書作成に取りかかり、2月15日から3月1日にかけて相次いで答申書が県に提出された。史料1・2は入間郡の答申書である。この答申書では、まず各郡の実力者が銀行側・有力者側・経済団体長側から選定された上、新銀行設立に関する各郡の意見が述べられた。入間郡の場合、約300万円程度が中央に預金として吸収されているため、もし新銀行が県内銀行の親銀行として設立されるならば、入間郡の地場産業である蚕糸業・織物業・茶業・米穀業・肥料業は資金面で大きな便宜を与えられるであろうと報告された。また、新銀行は各郡の公金取扱いを開始する方針の下に、町村基本財産等の金額が調査された。

各郡からの答申書が提出されると、岡田知事は大正7年3月15日に県下有力者8名を集め秘密会議を開催した(史料3)。岡田知事は、この会議の席上「是非共県下の各銀行を統一して新たに資本金1千万円位の銀行を設立し以て従来中井銀行の如き本店を東京に有するものの為に県下の資金を中央に吸収されるの弊を防ぎ一面地方資金の融通を円滑ならしめん」と強調した。すなわち、岡田知事は県下の銀行合同は勿論、埼玉県の成立以来県の公金取扱いと日銀代理店(浦和)を兼務する中井銀行(前身は中井商店)を廃除し、埼玉県の民族主義的新銀行の設立を構想していたのであった。3月18日には再び郡長協議会が開催され新銀行設立の動きは活発となってきた。しかし、その詳細については県民に公表されず、新銀行名は「埼玉産業銀行」⁴⁾かとまで予測される次第であった。

こうした中、銀行設立懇談会が3月24日に県下銀行家・実業家190名を集め開催され、新銀行名称は「株式会社埼玉中央銀行」、資本金300万円(1株50円)、事業方針は「産業組合を援助し農工銀行類似の長期貸付をなす」ことに決議された(史料4)。これまで新銀行設立にノーコメントを続けてきた岡田知事も24日7時から埼玉中央銀行目論見の経過報告と希望演説を行い、産業組織改革の必要性とそれをバック・アップする大銀行の重要性、さらには貯蓄思想の涵養にまで言及した(史料5)。

新銀行設立計画が具体化すると、まず発起人の引受株募集が開始された。発起人は史料15のとおりである。いずれの発起人も県内の銀行家、地主、議員であり、大正7年当時の県下有力者が一堂に結集したのであった。当初、発起人の引受株は4万株(200万円)とされたが、4月4日までに7郡のみで3万1,000株に達し、未決定の2郡を加えれば4万株を上回ることは確実となった。その結果、

7月4日に提出された目論見大要(史料7)では資本金が500万円に変更され、7月11日には大蔵大臣宛に「銀行設立内伺書」(史料8)が提出され、改めて新銀行設立理由が述べられた。

新銀行役員の選定も着々と進んでいた。発起人には県会議員、市町村議員が多く参画している関係もあり、役員選定には政党争いも絡み数々の憶測を生むに至った(史料9)。結局、大正7年8月3日に作成された「武州銀行協定書」(史料10)において発智庄平、田中四一郎、尾高次郎、大島寛爾、松岡三五郎、小林辰蔵、斎藤安雄、斎藤善八の8人が役員に、また県知事が顧問の任に当ることが決定した。注目すべきは、尾高次郎が大蔵省と日銀の斡旋により頭取の地位に就いたことである。尾高は渋沢栄一の女婿で第一銀行と東京貯蓄銀行の監査役を務め、東洋生命保険株式会社々長他多くの会社と関連をもつ経営手腕に長けた人物であった。前掲史料2では「県下ニ最モ因縁深キ渋沢男爵ノ如キ実業界ノ重鎮ヲ頭取ト仰クコト最モ必要ト存セラレ」と報告されているが、かかる意味において尾高は渋沢栄一の意見を代弁するにふさわしい人物であったといえよう。

ところで、8月5日には6日の発起人会を前にして県内有力者により打合会がもたれたが、ここにおいて埼玉中央銀行の名称は長すぎて銀行名として適当ではないとの理由から武州銀行と改称されるようになった(史料11)。こうして武州銀行設立のための組織づくりは一応整備され、大正7年9月20日から30日まで県内93箇所の各銀行本支店を通して公募株の募集が開始された。この募集は10日間で公募株1万9,678株に対し23万9,706株が集まり、当時県内で最も投機熱の高かった入間郡では10万株以上にも及んだ⁵⁾。募集された株金額は銀行預金として預入れされたが、その内訳は第一銀行(81万2,528円88銭)、中井銀行浦和支店(28万2,513円13銭)、埼玉農工銀行(15万円)となり武州銀行頭取尾高次郎との関係で第一銀行へ全株金の約65%が一時的に吸収されることになったのである(史料12)。

かくして、武州銀行は大正7年12月10日付で営業認可を受け、翌8年1月10日から営業を開始した。開業当日は預金が150万円以上にも達し、なかには東京方面から預金に訪れる者もあるほど好調なスタートをきった⁶⁾。

以上、武州銀行の創設過程を史料で追ってきたが、武州銀行は知事の主導により県内銀行家・実業家・県信連が一致団結して設立されたことが明らかになった。とくに、設立目的が県内各銀行の親銀行として県内預金の県外流出を防止し、県内資金を地方産業に流用することに置かれたことは、武州銀行が埼玉県民族主義的銀行として機能することが期待されたといえる。事実、県の公金取扱いを独占していた中井銀行の存立基盤を脆弱化させた。その反面、渋沢栄一・尾高次郎ラインが確立されたことにより、株金の約65%が一時的に第一銀行に預金されたように、第一銀行的色彩を濃厚にする結果を生んだ。第一銀行では大正5年に京都商工銀行(資本金300万円)を合併したのを嚆矢に、大正6年6月には古河銀行設立に当り河野次郎を、同8年11月には加州銀行に取締役西園寺亀次郎を送り出しており⁷⁾、地方銀行支配を強めていた。尾高次郎の武州銀行頭取就任は、第一銀行という中央財閥が埼玉県金融界支配の足がかりをつけ始めたことを意味する。同時に、第一銀行の進出は当時大蔵省が構想していたイギリス型銀行合同を実践したともいえる。すなわち、都市の大銀行が周辺の中小銀行を自己の傘下に従えて、それを合同し、それらを自己の支店にして支店網を拡大しながらより

大規模化するイギリス型銀行合同⁸⁾を、渋沢栄一の出身県であり彼の影響を多大にもつ埼玉県を舞台として試みられたのが武州銀行の設立であったのである。

武州銀行創立をめぐる県内の動向

年 月 日	動 向
大正 7. 2. 4	郡長会議開催。
2. 6	埼玉県内務部長、各郡へ「銀行設立ニ関スル調査ノ件」通牒。
15	秩父郡答申書提出。
16	南埼玉郡答申書提出。
22	入間郡・比企郡答申書提出（入間郡27日再提出）。
24	北埼玉・北葛飾郡答申書提出（北葛飾郡25日再提出）。
25	大里郡答申書提出。
26	児玉郡答申書提出。
3. 1	北足立郡答申書提出。
15	岡田知事、松岡三五郎・発智庄平・田中四一郎他5名を県参事会室に招き新銀行設立のための秘密会議を開催。
21	岡田知事、東京日日新聞記者の新銀行設立構想に関する質問に対して、依然ノコメント。
24	埼玉中央銀行設立に関する懇談会、郡長・県下の銀行家・実業家を県会議事堂に集めて開催（午前は発起人会、午後は協議会）。
28	岡田知事、埼玉中央銀行に関して初めて記者会見を行う。 埼玉県成毛内務部長、「埼玉中央銀行と人選問題」について非難は覚悟の上で設立に向かうと談話発表。
	入間郡、郡内発起人会を開催し引受株の協議を行う。引受株は一名106株位、合計4,100余円（発起人38名）に決定。しかし、最終的には6,000円位に達すると発表。
4. 4	埼玉中央銀行引受株、7郡（北足立・秩父は未定）で3万1,000余株に及ぶ。
6	浦和町長大島寛爾、町会議員一同・国税50円以上納税者等50余名を招き埼玉中央銀行創立に関する件を報告し、協議を行う。
10	発起人引受株約4万5,000株に達す。
11	郡長会議開催。銀行問題について協議。
16	田中四一郎、東京日日新聞紙上において埼玉県信用組合連合会の埼玉中央銀行持株は1万株の予定と発表。
5. 30	埼玉中央銀行引受株、約6万5,000株に達する。結局、400万円に増資か？ と東京日日新聞発表。
6. 19	岡田知事、頭取もしくは専務取締役は発起人会において言明したとおり県外にもとめて同銀行の堅実な発展を図ると、東京日日新聞紙上で語る。
7. 4	「株式会社埼玉中央銀行設立ニ関シ大蔵大臣へ打合案」提出。
10	深谷銀行頭取斎藤安雄、埼玉中央銀行役員人選問題について知事の独断を疑問視。
11	「銀行設立内伺書」、大蔵省に進達。
12	「株式会社埼玉中央銀行新設ニ関シ大蔵大臣へ副申案」提出（12日付）。
29	岡田知事、県参事室において秘密会議を開催し、資本金を400万円もしくは500万円に増資することを内決。
8. 6	埼玉中央銀行発起人会開催。資本金は500万円、名称は武州銀行、頭取は渋沢栄一の女婿尾高次郎に決定。
8	法学士平山庫治（入間郡毛呂村出身、京都帝大出）、武州銀行創立事務主任者として採用。
9	武州銀行創立専務委員の第一回定例協議会開催。
13	武州銀行創立専務委員会開催し、定款の細目決定。
20	東京日日新聞、「政変と武州銀行」と題してもし岡田知事が転任したら武州銀行はどのような

	か、について掲載。
大正 7. 8. 23	武州銀行創立専務委員会、株式割り当てについて協議。
27	武州銀行常務委員会、発起人引受株（5万290株）・賛成株（3万38株）・公募株（1万9,678株）に決定。
9. 13	武州銀行常務委員会、募集要項・公募日取・募集広告案内・開業および創立総会日取について協議。
15	武州銀行株式公募方法、東京日日新聞紙上にて発表（県民に優先権）。
20	武州銀行株式公募開始。
30	武州銀行株式公募、23万5,836株に達し公募株の約12倍に及ぶ。
10. 4	武州銀行実行委員会、応募株の割り当て額について協議。
5	武州銀行公募株数、最終的に23万9,706株に達す。公募株の配当は10株に対して1株。武州銀行専務取締役、柴田愛蔵氏に内定。 東京日日新聞、武州銀行敷地買収問題に警察が捜査を開始している事を報道。
6	岡田知事、武州銀行敷地買収には何ら後ろめたい点はないと弁明。
9	大蔵省銀行局、武州銀行の営業を認可。
11. 6	武州銀行創立総会開催。
10	埼玉県下銀行業者秋季大会、上野精養軒において開催し武州銀行営業開始にともなう打合せ等を協議。
15	武州銀行重役会、銀行営業方針等について協議。
12. 2	「銀行事業経営認可申請書進達ノ件」、大蔵省へ進達（2日付）。
10	大蔵大臣、武州銀行の営業を認可。
大正 8. 1. 7	武州銀行、開業届けを大蔵大臣宛提出。
10	武州銀行開業。預金殺到し、午後4時までにて150万円以上に達す。

〔備考〕 埼玉県行政文書『商工務部・銀行』970G, 970H-1・2, (大正7年)、『東京日日新聞』埼玉版、『国民新聞』埼玉版により作成。

注

- 1) 黒須銀行は明治32年に資本金20万円で入間郡豊岡町に設立された。黒須銀行については拙稿「埼玉県における銀行合同の展開」（『埼玉地方史』第18号、昭和60年）、加藤隆「繁田家における家業（醤油醸造）の展開と黒須銀行」（『地方金融史研究』第16号、昭和60年）を参照されたい。
- 2) 『東京日日新聞』埼玉版、大正7月4日16日付。
- 3) 埼玉銀行史料第3号「森田熊吉氏から武州銀行を聴く」、4頁。
- 4) 『国民新聞』埼玉版、大正7年3月20日付。
- 5) 入間郡では10万5,344株の募集があった（『東京日日新聞』埼玉版、大正7年10月6日付）。
- 6) 『東京日日新聞』埼玉版、大正8年1月11日付。
- 7) 『第一銀行史』（下巻）、年表127～281頁、昭和33年。
- 8) 加藤俊彦『銀行合同史』、36～41頁、昭和35年。後藤新一『普通銀行の理念と現実』、295～305頁、昭和52年。

〔史料〕

史料1 郡長会議諮問に対する入間郡長答申書

(朱書)
「勸第二六一号」

答申書

銀行設立ニ関シ重立者選定方ニ関スル件
本月六日付七親発第二〇〇号ヲ以テ内務部長ヨリ御通牒相成候銀行設立ニ関スル調査之件目下夫々取調中ニ有之候ヘトモ右人選方ニ関シテハ別紙ノ者ヲ適任者ト被認候

右答申ス

大正七年二月二十二日 入間郡長 圓

埼玉県知事 殿

追テ本文以外ノ事項ニ関シテハ本月末日迄ニ答申可致候間御猶予被成下度此段答申候

(別紙)

(朱書)
人選方取調査「(朱書ハ順位)」

一、銀行側

- (朱書)
「一、」黒須銀行頭取 発智庄平 霞ヶ関村
(朱書)
「二、」八十五銀行頭取 綾部利右衛門 川越町
(朱書)
「三、」所沢銀行頭取 小沢久助 所沢町
(朱書)
「四、」川越商業銀行頭取 竹谷兼吉 川越町

二、有力者側

- (朱書)
「一、」製糸業 石川幾太郎 豊岡町
(朱書)
「二、」茶業 繁田武平 同
(朱書)
「三、」電気業 山崎博之 川越町
(朱書)
「四、」醬油醸造業 北野正兵衛 水富村
(朱書)
「五、」材木業 山崎啓蔵 梅園村
(朱書)
「六、」農業 諸星新助 松井村
(朱書)
「七、」農業 岩沢庄三九 加治村
(朱書)
「八、」米穀肥料業 加藤初蔵 高階村
(朱書)
「九、」農業 内田卯之助 宗岡村

三、経済団体長側

- (朱書)
「一、」武蔵織物同業組合長 平岡甚蔵 元加治村
(朱書)
「二、」川越織物〇〇会長 高山俊吾 川越町
(朱書)
「三、」武蔵絹織物同業組合長 平岡兼吉 元加治村
(朱書)
「四、」入間郡茶業組合長 池谷幸太郎 元狭山村

追テ現東京市在住大川平三郎瀧沢吉三郎ノ両氏ハ共ニ本郡出身者ニシテ実業方面ニ活躍セルガ故有力者側ヘ加フル必要アルモノト被認候
(埼玉県行政文書『商工務部・銀行会社』970H-2、大正7年、埼玉県立文書館所蔵)

史料2 郡長会議諮問に対する入間郡長再答申書

(朱書)
「勸第二九八号」

答申書

銀行設立ニ関スル件

本月六日付七親発第二〇〇号ヲ以テ内務部長ヨリ御通牒相成候標記ノ件ニ関シテハ本月二十二日付勸第二六一号ヲ以テ其一部及答申置候処其他ノ事項ニ対シテハ別紙ノ通調査候間御諒知相成度候

右答申ス

大正七年二月二十七日 入間郡長 圓

埼玉県知事 殿

(別紙)

調査書

一、銀行設立ニ関スル大体ノ意見

本郡各銀行ノ預金中中央ニ集金セラル、モノハ一ケ年延計数約三百万円ニ下ラサルカ故ニ其地方金融上ニ及ホス影響ノ甚大ナルハ事実ト信セラル、ヲ以テ県下各銀行ニ共通スル所

謂親銀行ナルモノ、設立ハ地方産業ノ振興上極メテ吃緊ノコトナリト思考セラル而シテ該銀行ノ資本金五百万円出資払込百二十五万円ノ予定ハ県下ノ事情トシテ相当ナルベク亦其募集上ニ於テモ敢ヘテ困難ヲ生スルカ如キコトナルベシト察セラルサレト之レカ設立ニ関シ先以テ困難ト感セラル、モノハ地方資産家ノ多クハ何レカノ銀行ニ関係ヲ有セルカ故ニ既存銀行トノ利害關係上兎角感情ニ制セラレ新銀行ニ対スル態度自ラ浮腫トナルベキ虞アルヲ免レス特ニ左記三点ニ就キテハ設立当初ニ於テ最モ考慮ヲ要スルコト、信セラル

- (1) 位置ノ選定
- (2) 役員ノ人選
- (3) 政党政派ノ關係

(1)ニ在リテハ無論競争ヲ生スヘキモ県下交通上利便ニシテ少クモ取引ノ中心地ト目サル、場所タルベク(2)ニ在リテハ県下ニ最モ因縁深キ渋沢男爵ノ如キ實業界ノ重鎮ヲ頭取ト仰クコト最モ必要ト存セラレ(3)ニ在リテハ重役タルベキ資格ニ巨多ノ所有株主タル条件ヲ付スルコトニヨリテ其黨縁ヲ薄ウスルヲ適当ト思考セラル

一、設立後銀行資金運用ト県内ニ本店ヲ有スル既存銀行トノ關係

本郡ニ於ケル銀行放資ノ狀況ハ各銀行ヲ通シ概括スルトキハ蚕糸業ニ三分織物業二分米穀業一分肥料二分茶業其他二分位ノ割合ニシテ其放資ノ時期ハ相手方ノ業態ニヨリテ一様ナラサレドモ通例三、四、五ノ三ヶ月ハ農業資金ニ六、七、八、九ノ四ヶ月ハ製糸資金ニ十、十一、十二、一、二月ノ如キ農閑期ハ織物業ト云ヘルカ如ク季節ノ關係ニヨリ多ク運用セラレツ、アルモノ、如シ

右ノ如キ事情ナルカ故資金運用上ニ於ケル調節按配ハ銀行新設ノ場合最モ考慮スヘキコトニシテ其巧拙ノ岐ル、所ハ専ラ既存銀行トノ關係ニ存スヘキヲ以テ之ニ對シテハ左記ノ如キ連絡ニヨリテ親子ノ關係ヲ付スルコト必要ナルヘク考ヘラル

- (1) 既存銀行ハ銀行トシテ新設銀行ノ株主タラシムルコト但其資格ニ制限ヲ付シ不安ノ銀行ハ絶対ニ株主タラシメサルコト
- (2) 既存銀行ノ引受株数ハ新設銀行出資総數ノ三分ノ一以内トシ各既存銀行ハ其資本金ニ応シ按分シテ引受ケシムルコト
- (3) 既存銀行ノ内容確實ナルモノニ對シテハ新設銀行ノ支店タラシムルコト
- (4) 既存銀行ト新設銀行トノ利害關係上ニ付テハ詳密ナル約款ヲ定ムルコト

一、郡内預金トナルヘキ各種公金額ニ関スル概略ノ見込

大正六年末ニ於ケル本郡内町村公金ノ郵便官署ニ預入セル金高八十萬九千五百八十三円ニシテ其内訳ハ左ノ如シ

金四萬三千九百二十七円	町村基本財産
金三萬六千五百二十三円	町村学校基本財産
金二萬三千三百六十六円	町村罹災救助資金
金五千六百一円	各種積立金
金百六十六円	町村特別基本金

右ノ外各町村ニ於ケル銀行預金ノ分ハ其時期ニヨリ異動アルベシト雖トモ各町村ヲ通シ約三万円位ハ預入シ得ラルヘシト信ス

(埼玉県行政文書『商工務部・銀行会社』970H-2、大正7年、埼玉県立文書館所蔵)

史料3 銀行設立に関する秘密会議

秘密会議の内容は大銀行設立の前提か

—知事の理想実現に努む—

本県にては十五日午前十時より北埼玉郡忍商業銀行松岡三五郎、入間郡菊地庄平、大里郡斎藤安雄、南埼玉郡斎藤善八、同田中四一郎、浦和町大島寛爾の諸氏及び其他二名の有力者会同を乞ひ県より岡田知事、伊藤勸業課長、成松会計課長等出席県参事会室に於て秘密会議を開き午後引続き協議を為したり会議の内容は素より秘密なるを以て詳知する能はざれども仄聞する処に依れば岡田知事は県下金融機関の不備は臆て産業発達上の一大障碍なりとし是非共県下の各銀行を統一して新たに資本金一千万円位の銀行を設立し以て従来中井銀行の如き本店を東京に有するものの為に県下の資金を中央に吸収さるるの弊を防ぎ一面地方資金の融通を円滑ならしめんと意図あり成否は別問題として兎に角一応之を銀行家有力家等に諮り漸次理想の実現に努めしめん為めならんと

(『東京日日新聞』埼玉版、大正七年三月十六日付)

史料4 銀行設立懇談会開催

◆新に設立せらるべき

埼玉中央銀行

＝県庁側は秘密々々の一点張＝

◆…資本金は三百万円

知事の理想を実現せんとして招集した郡長及県下の銀行家、実業家を網羅した懇談会(午前は発起人会午後協議会)は廿四日(日曜日)午後一時から県会議事堂で開かれた(中略)

銀行設立懇談会は廿四日午後三時閉会したるが

決議されたる内容は概ね左の如し

一、名称 株式会社埼玉中央銀行

一、資本金 三百万円、一株五十円とし六万株とす

一、募集方法 県下一円に至り貯蓄に依る但発企人に於て三分の一即ち二万株を引受くる事

一、本店 浦和町に設置する

一、支店 東京及其他適當の地を選びて設置すること

一、事業方針 産業組合を援助し農工銀行類似の長期貸付をなすこと等にして発企人は当日参会者全部即ち百九十名にして定款を制定したる上地方長官会議の結了を待つて直ちに創立総会を開くことに決定せるが其時期は多分四月中旬なるべし

(『東京日日新聞』埼玉版、大正七年三月二十五日付)

史料5 埼玉中央銀行に関する岡田知事経過報告

●埼玉中央銀行

◆…設立経過の報告と希望

◆…岡田知事記者に語る

岡田知事は既記の如く廿四日午後七時より赤十字社支部に於て在浦新聞記者を招き埼玉中央銀行目論見の経過報告及希望演説を為したり即ち左の如し

産業の発展を期せんと欲せば必ずや先づ金融の調和を図らざるべからず近時銀行業の発達著しく銀行業者は以前に在りては借入申込者の来るを待ち相談するを例とせるが昨今は銀行自ら有利有益なる

◀事業を案出し其事業を企画することを勧誘

し場合に依りては自ら事業の監督に当りつゝ財源の声援を与へ以て事業の発達を期するに至れり斯くの如くにして銀行と企業者との関係は益(々)密接を加へ健全にして有為なる銀行業者の援助あるに非ざれば産業界は非常なる進展を為すこと難し翻つて我が県の銀行を見るに充分に県民の

◀希望を満足せしめ得るもの幾千ありや其数(許)に於ては本店五十七支店卅五あるも大資本を有するものは寥寥たるものにて他の銀行は比較的小資本のものゝみ而して是等の銀行が従来も又現在も夫々其地方に於て充分の活動を為し地方産業の発展に貢献し又せんとしつつあるに就ては感謝の意を表するも小銀行の本職として他府県に於ける銀行との取引限局され

◀預金吸収の能力に於ても一定の制限あるを以て縦令一般経済に於て有利有益なる事業を得んとするも往々其力の足らざるを憾む然も県下の産業界に於て多額なる資金の融通を要求せざるかと云へば蚕糸業の如き織物業の如き鋳物の如き足袋の製造の如き其他巨万の資金を融通しつゝあるもの枚挙に遑あらず是等は已むを得ず

◀東京方面より往々資金の融通を仰ぎつゝあるの現状なるが進んで県下経済界の趨勢を察するに今や將に或は共同購入或は共同販売其他合同的の組織に依り産業組織の改革改善を為さざるべからざるの機運に際会し世界の大勢は本県の産業界を促し速に合同的の改善を為すに非ざれば独り将来に於ける繁榮を期すべからざるのみならず現状を維持することすら

◀困難の位地に至らんとす是を以て産業組織の改革は刻下の急務にて此改革たる強大なる銀行業者の後援あるに非ざれば到底之を完成する能はず又県下中産以下の農工商業者をして能く

其存立を維持し業務の発展を期せしめんとするには産業組合の組織を奨励し其力に依るを捷徑とす本県に於ては各種の産業組合が何れも連合組合を組織し就中信用組合連合会の如き

◀全国に比類無き成績を示し連合会の有する資金は五十万円に達せり然れども産業組合并に連合会をして一層有益なる活動を為さしめんとせば必ずや有力にして信用ある銀行との連絡を取ること必要にして産業組合の資金に余裕ある場合は銀行は之を有利に運転し不足の場合には融通を与ふるに至らば産業組合は大なる進歩発達を遂ぐるを得べし故に此点より見るも大銀行の設立せらるゝは最も必要の事なると共に依て以て県下の

◀貯蓄思想を涵養せんとするものなれば県民の預金が或は郵便貯金となり或は他府県の銀行に走るもの多額なる今日県内の信用ある銀行が設立され便利に預け入るゝ事を得せしむるは一面県民の貯蓄思想を發揚し一面該思想を涵養する事となるべし今や資金は比較的下層社会に多く流入し居るを以て若し之を集めて貯金とすの風習を馴致せざれば此処に

◀奢侈浮華の弊風を生じ却つて将来の禍根を胎すに至らんも知るべからず是を以て県民の貯蓄思想を啓発し勤儉力行の思想を涵養するは最も緊切の事業なりとす而して本銀行の設立は偶(々)此要求を満足せしむるものたるは疑を容れず然らば大銀行の設立は必要として更に考慮を要するは既存の小資本銀行との利害関係なり人或は此種銀行の設立を以て

◀小銀行を圧迫し廃滅せしむるものと認むるものあるやも知れざれど開は謬論と謂はざるべからず何となれば今日の銀行業大勢は小資本にては独立を維持する能はず故に或は互に合併し

て資本を強大にし時世の要求に応ずるか或は親銀行を求め其庇護援助の下に其存在を維持する状況なり本県の銀行と雖も決して此例に洩るゝものに非ず故に県下

◀公益の意味を寓したる此種銀行成立せば却つて是等小銀行と有無相通じて小銀行は為に円満の発達を為し得るに至らん況んや万一経済界に恐慌の起る場合ありとせば此場合こそ此大銀行は小銀行に対して最も其活用を示すべき時にて之を援助し扶掖し其荒波に対抗せしむることを得るに於てをや若し斯かる銀行なかりせば必ずや是等銀行は県下の公益に利害相関せざる他の有力銀行に依り

◀惨酷の条件の下に併呑せらるゝこと火を賭るよりも明かなり又本銀行の活動範囲は已存小銀行の活動範囲を侵蝕するものにも非ずして前述の既存銀行の力めて未だ及ばざる範囲に於て活動するの余地を存せり斯く稽ふる時は大銀行は小銀行の為に慶福を齎すものにて不利益の事一も無し幸ひ現今は経済界比較的好調にして株式を募集せんとするにも割合に容易なるを以て此機会に於て

◀銀行を設立し以て戦時并に戦後県民の経済界に於ける活躍に資するは最も機宜を得たるもの若し夫れ成立以後に於ける役員の如きは最も公平なる選定に依り能く本銀行の趣旨を体し過ること無きが如き人を選定せざるべからず而して専務の如き直接業に当るべき人は必ずしも県に内覓むるを要せず汎く江湖に求め銀行業に十分の

◀識見と経験とを有し又東京方面に於ける銀行業者とも相對して折衝を為し得る如き人物を招聘せば本銀行の前途は毫も憂ふるに足らず然り而して以上述べた処は主として県の公益に立

脚したるものなれども銀行業なるものは素より營利事業なるを以て利益無きものに投資するもの無かるべきも一面に於て相当利益あるべき事は本銀行の

◀活躍の余地広き一事にて満足すべし希くは県下有識の士は余の微意を酌量され本銀行の成立の為に一段の声援を与へられむことを渴望して已まざる次第なり

(『東京日日新聞』埼玉版、大正七年三月二十六日付)

史料 6 埼玉中央銀行引受株募集好調

●埼玉銀行の引受株

＝三万余株に達す＝

◇…発起人会は中旬に延期

埼玉中央銀行発起人会は本月初旬開会の筈なりしが都合に依り中旬に延期となりたるを以て創立総会も順延し本月下旬となるべし而して四日までに県に報告ありたる発起人の引受株決定の郡は北葛飾、大里、入間、北埼玉、児玉、比企、南埼玉の七郡にて総引受株約三万余株に達し其他未決定の内に在るものは北足立、秩父の両郡なるが既に引受株協定額二万株に対しては一万株余の増加を示し居るを以て未確定の二郡が確定するに至らば優に

▽四万株以上に達すべき見込にて一般募集は二万株内外に過ぎず而も一般募集は発起人引受株決定の後に於て着手することゝなり之には産業組合連合会に於ても募集したき希望を有し居り且つ地方有力者中にも更に増株を希望し居るものあれば一般募集開始後は忽ち満株となるべく予想さる翻つて発起人引受株未確定の理由に就いては発起人中株の引受には異論無きも自己が銀行を経営し若くは銀行会社に関係し居る為

発起人たることを欲せざるものあると（後略）
（『東京日日新聞』埼玉版、大正七年四月六日付）

史料7 埼玉中央銀行目論見大要

（前略）

目論見大要

- 一、行名 株式会社埼玉中央銀行
 - 一、資本金 五百万円
 - 一、一株ノ金額五十円 記名式
 - 一、払込 四分ノ一
 - 一、所在地 本店 浦和町
 - 支店 東京市
 - 県内ニハ便宜模様ニヨリ支店ヲ設置ス
 - 一、目的 銀行条例ニ拠リ銀行一般ノ事務ヲ営ム
 - 一、発起人 約百九十人
 - 内 創立委員約二十五人
 - 一、役員 取締役八名
 - 監査役五名
 - 一、場合ニ依リ顧問数名ヲ置クコトアルベシ
 - 一、資格株数 取締役二百株以上監査役百株以上
 - 一、営業種目 諸預リ金、貸付金、及当座貸越貯蓄金手形割引及売買為替為替及代金取立有価証券地金銀ノ売買及両替金銀貨貴金屬及諸証券ノ保護預リ公債及社債ノ応募又ハ引受手形及諸証券ノ保証諸官庁金銭取扱、外銀行業務ニ附帯スル事業
 - 一、存立時期 三十年
 - 一、発起人ノ持株 五十株以上（総持株二万株以上）
 - 一、応募株 五株以上
- （埼玉県行政文書『商工務部・銀行会社』970

H-1、大正七年、埼玉県立文書館所蔵）

史料8 埼玉中央銀行設立内伺書

銀行設立内伺書

今般埼玉県北足立郡浦和町ニ資本金五百万円ヲ以テ株式会社埼玉中央銀行設立致度候処設立ノ上ハ普通銀行営業認可被成下候哉別紙調書相添ヘ此段内伺候也

大正七年七月十一日

埼玉県北足立郡浦和町三九五二番地

発起人総代 大島寛爾

大蔵大臣勝田主計殿

（別紙）

設立理由書

本行ハ本店ヲ県下浦和町ニ設置セントスルモノナレドモ是ガ日常ノ取引範囲ヲハ広ク県下一般ニ及ホサントス近年本県各種産業ハ長足ノ進歩ヲ為シ資金融通ノ要求従ツテ多額ニ上リ産業組織ノ改革亦目前ノ急ヲ告ケ蚕糸業織物業鑄物業足袋業ノ如キ不便不利ヲ忍ヒ資金ノ供給ヲ遠隔ノ地方ニ仰クニ至レリ依ツテ本行ハ是等産業組織ノ改革ニ伴ヒ県下産業ノ発展ト金融ノ調和トノ円満ヲ期セントス

本県各種産業組合ハ概ネ健全ナル発達ヲ遂ケ就中信用組合連合会ノ如キハ運転資金既ニ五拾万円ニ達シ一層有効ナル活動ヲ為サントシ今ヤ有力ナル銀行業者トノ連絡提携ヲ緊要事トナセリ本行亦是ト相呼応シ産業組合ヲシテ県下中産以下ノ金融機関トシテ其ノ面目ヲ遺憾ナク發揮セシメントス更ニ本行ハ県下ノ貯蓄思想ノ涵養其ノ他公益ノ意味ヲ寓シ相当ノ利益ヲ挙グルト共ニ只管県下産業ノ開発ニ努メントス

翻テ本県銀行界ハ現状ヲ通観スルニ如上各種ノ希望ヲ満足セシムルニ足ルモノ殆ンド之無ク県

内銀行ノ数本支店合セテ九拾二其内相当資本ヲ有スルモノハ寥寥指ヲ屈スルニ過キス其ノ他ノ小銀行ハ概ネ一部地方産業ノ発展ニ相当ノ貢献ヲナセルモ預金ノ吸収能力他府県トノ取引範囲共ニ限局セラル、処アリテ假今一県ノ經濟状態ヨリ觀察シ有利有益ナル事業ヲ援助セント欲スルモ其力到底足ラサルモノアリ此処ニ於テカ本行ヲ設立シ県下産業能力ヲ一層發揮セシメ他方多数小銀行ノ後援タルヲ期シ財界ノ異変ニ際シ万全ヲ期セントシ時運ノ趨勢ニ策応セントスルモノナリ

東京市へ支店ヲ設置スル理由

本行ハ資本金五百万円ヲ以テ營業ヲ開始スルモノナレハ營業所在地カ東京市ニ近接セル地理上ノ関係ト共ニ中央諸銀行トノ提携資金ノ運用等東京市ニ支店ヲ設置スルニアラサレハ銀行ノ經營ハ至極難事トス取引上県内蚕糸業者織物業者鑄物業者ハ殆ント全テ京浜地方ニ密接ナル関係ヲ有スルヲ以テ本行ノ取引者タル是等業者ノ保護上亦其ノ必要ヲ見ル

(後 略)

(埼玉県行政文書『商工務部・銀行会社』970 H-1、大正七年、埼玉県立文書館所蔵)

史料9 埼玉中央銀行設立をめぐる県内政治対立

● 中銀役員ノ擁立

▶▶▶ 政友幹部ノ画策 ◀◀◀

▶▶▶ 東京ニ密会凝議 ◀◀◀

近く發起人会を開催すべき埼玉中央銀行ハ其成立と同時に役員選挙を執行すべき筈なるが始め岡田知事が中銀設立計画を起すやまづ本県に於ける

◀ 財界ノ巨頭発智庄平、齋藤善八、小林辰藏、

齋藤安雄、田中四一郎、松岡三五郎氏等六人を招きて懇談する所あり其際大島寛爾氏をも加へて七人となして著々計画の機を熟せしめたるが政友派にては此際早くも種々なる画策を樹て同派の幹部等十数名は去月末

◀ 密かに東京に会合して自派役員擁立ノ密議を凝らしたが同銀行ノ重役数は十五名とし其内取締役は頭取共十名監査役五名となし之が選定は断じて政党政派に拠らざる事は知事明言する所なるも既に今日迄幾多ノ行掛上漸次政党政色彩を帯び来りし形跡あり今後

◀ 益々濃厚となるは争ふべからざる観あり而して創立当初ノ役員選挙が政党によりて解決さるれば前記十五名ノ内政友派七名憲政派五名無所属三名ノ振合ひとなるは今日ノ状勢已むを得ざる次第にして此位ノ程度ならば知事も満更でもあるまじと政友ノ一元老は其意味にて

◀ 知事と折衝しつつある由にて同派ノ役員数は実は八名を得ば満足なるも敢て十名を要求し場合に依りては其十名を獲得せんとする意気込みなりと伝へらる尚ほ帷幕の中には高橋元老もあり本社を熊谷に持ち行かんとする連中もありと伝へらる

(『国民新聞』埼玉版、大正七年七月七日付)

史料10 武州銀行協定書

(表紙)
「武州銀行協定書」

協定書

今般埼玉県知事岡田忠彦株式会社武州銀行設立ノ件ヲ提唱シ幸ニ各位ノ篤キ御賛助ニ依リ愈見込相立チ追テ開会セラルヘキ創立総会ニ於テ発智庄平殿田中四一郎殿尾高次郎殿大島寛爾殿松岡三五郎殿小林辰藏殿齋藤安雄殿齋藤善八殿ヲ本行幹部ニ推薦可致存候就テハ為後日左記条項

ヲ協定致置クモノ也

此協定書ハ埼玉県知事及署名者ニ於テ各一通宛ヲ保管スルモノ也

大正七年八月三日

埼玉県知事 岡田 忠彦 花押
発智 庄平 印
田中四一郎 印
尾高 次郎 印
大島 寛爾 印
松岡三五郎 印
小林 辰蔵 印
斎藤 安雄 印
斎藤 善八 印

記

- 一、本行設立当初ノ趣旨ニ基キ特ニ埼玉県ノ産業、金融ノ助長ニ努ムルコト
 - 二、右ノ目的ヲ達スル為常ニ県内ノ産業並金融状態ノ調査ヲ怠ラス積極的ニ之ヲ指導助成ニ努ムルコト
 - 三、幹部各位ハ永ク在職ノ積リニテ就職セラル、コト
 - 四、業務ノ執行ニ就テハ署名者一同共同一致誠意ヲ以テ之レニ当リ第一項第二項ノ大眼目ニ抵触セサル限リ頭取ノ取扱ニ一任スルコト
 - 五、各位ハ代々ノ埼玉県知事ヲ顧問ニ推薦シ右顧問ニ何時ニテモ業務ヲ視察スルノ権限ヲ委セラルヘキコト
- (埼玉銀行史料「武州銀行協定書」大正七年八月、No. 3257、埼玉県立文書館所蔵)

史料11 武州銀行に行名変更

武州銀行と改称

頭取は渋沢男の女婿

埼玉中央銀行の発起人会は既報の如く今六日午後一時より県会議事堂内に開会諸般の決議をなす筈なるが当日午前開会すべき発企人中重立者(起)の協議会は両陛下奉送迎の都合上俄に五日に繰上げ午前十一時より議事堂内に開き本日の発企(起)人総会に付議すべき事項に付き下相談を為したり其内容に就き聞く所によれば最初目論見たる資本金三百万円を五百万円に増額する事名称埼玉中央銀行は長きに過ぎて銀行名に応しからざるを以て武州銀行と改称する事其他二三目論見書の変更等にて岡田知事が尤も苦心したる同行の主腦となる可き頭取兼専務取締役の人選に付きては大蔵省又は日本銀行等の斡旋に依り渋沢栄一男の女婿にして東洋生命保険株式会社社長及近く設立さるべき日本化学製粉株式会社長たる尾高次郎氏と決し知事は五日協議会の席上之が銓衡の経過を報告し更に満場一致同氏を推薦されたき旨懇談をなしたるが尾高氏は同日午前十一時半知事を訪問し知事は一同に同氏を紹介したり

(『東京日日新聞』埼玉版、大正七年八月六日付)

史料12 武州銀行創立に関する事項報告

(表紙)
「株式会社武州銀行創立ニ関スル事項報告」
株式会社武州銀行創立ニ関スル事項報告

- 一、方今経済界ノ大勢ハ百般ノ産業ニ革新拡張ヲ促スコト頻リナルカ故ニ之レカ資金ノ調達融通ニ関スル機関モ亦曩日ノ状態ヲ以テ之ニ当ルコト能ハス我埼玉県下ニ於テモ此時代ノ要求ニ応センガ為メニハ是非共完全ニ其機能ヲ發揮スヘキ大銀行ノ起ラサルヲ得サル趨勢トハナレリ乃チ定款第二条ノ事業ヲ起シテ以テ埼玉県下経済上ノ發展ニ

資シ更ニ進ンテハ将来帝国ノ金融界ニ貢獻
スルトコロアラントス是レ当銀行ノ設立ヲ
計画シタル所以ナリ

(中 略)

七、大正七年九月十三日実行委員ハ株式公募ノ
方法ヲ決定シ同月十四、十五ノ兩日ニ涉リ
各郡長及各町村長ニ対シ公募ノ依頼ヲ為ス
ト共ニ県内九十三個所ノ各銀行本支店ニ対
シ之ガ取扱ヲ委託セリ而シテ募集要領左ノ
如シ

一募集株数 壹万九千六百七拾八株

一申込株数 拾株以上

一申込期間 大正七年九月二十日ヨリ同三十
日迄

一第一回払込金額 壹株ニ付金拾貳円五拾錢

一申込ノ方法 株式申込証ニ証拠金一株ニ付
金貳円五拾錢ヲ添ヘ各取扱銀行
ニ申込ノコト但申込証拠金ハ第
一回払込金ニ充当ス

一募入決定ノ方法 県内ノ居住者ヲ優先募入
ス申込株数ノ超過セン場合ニハ
按分比例ヲ以テ割当ツ端数ヲ生
シタル時ハ発起人ニ於テ適宜之
レヲ処理ス

一第一回払込期間 大正七年十月八日ヨリ二
十七日迄ノ予定

一申込及払込取扱所 県下所在ノ各銀行本支
店トス定款及ヒ申込用紙ハ最寄
町村役場又ハ取扱銀行ニ就キ申
受ケラル、コト

公募ニ関シテハ各新聞紙ニ広告スルト共ニ
鉄道其他各会社ニ依託シ店頭広告ノ方法ニ
依レリ

八、公募株ノ申込ハ非常ノ盛況ニシテ応募総株

数貳拾參万九千七百六株即チ十二倍余ノ多
数ニ登レリ故ニ十月五日実行委員会ニ於テ
左ノ通り募入株式ノ決定ヲ為セリ

(イ)拾株申込者五百四拾人ニ対シ各壹株宛即
チ五百四拾株ヲ割当テ其残余壹万九千百參
拾八株ヲ按分比例ニヨリ八分壹厘六毛ノ割
ヲ以テ応募者ニ割当タリ

(ロ)前項ノ方法ニヨリ尚割当残余壹百貳拾參株
端数ヲ生シタルニヨリ最高申込者ヨリ順次
壹名ニ付壹株宛ヲ配当シテ參百五拾株ノ申
込者ニ至リ最後ニ拾株ノ残余ヲ特ニ最高ノ
株式申込者ニ配当シタリ

(中 略)

十二、払込株金ハ各取扱銀行ヨリ回収シ株式會
社埼玉農工銀行合名会社中井銀行浦和支店
及ビ東京株式会社第一銀行ニ左ノ通り預入
シ保管中ナリ

金百貳拾四万五千四拾貳円壹錢

金八拾壹万貳千五百貳拾八円八拾八錢

株式会社第一銀行

金貳拾八万貳千五百拾參円拾參錢

合名会社中井銀行浦和支店

金拾五万円也

株式会社埼玉農工銀行

(中 略)

右商法第百參拾貳条ニ依リ及報告候也

大正七年十一月六日

株式会社武州銀行

創立委員長 尾高次郎 ㊤

(埼玉県行政文書『商工務部・銀行会社』

970H-1、大正七年、埼玉県立文書館所蔵)

史料13 武州銀行營業認可

藏第一〇、五七二號

埼玉県

大正七年十二月二日附株式会社武州銀行営業認可申請書進達ニ付別紙認可書送付候条其ノ会社へ下付スヘシ

大正七年十二月十日

大蔵大臣男爵高橋是清 ㊤

(別紙)

蔵第一〇、五七二号

埼玉県北足立郡浦和町

二千二百七十二番地ノ一

株式会社 武州銀行

銀行ノ事業ヲ営ムコトヲ認可ス

但シ本認可ノ効力ハ左ノ事項ノ発生ニ因リテ
消滅スル儀ト心得フヘシ

- 一、会社設立ノ日ヨリ貳拾年ヲ経過シタルトキ
- 二、認可ヲ受ケスシテ本店ノ所在地ヲ変更シタルトキ
- 三、認可ヲ受ケスシテ資本金額ノ増減ヲ為シタルトキ

以上

大正七年十二月十日

大蔵大臣男爵 高橋是清

(埼玉県行政文書『商工務部・銀行会社』
970H-1、大正七年、埼玉県立文書館所蔵)

史料14 武州銀行開業届

開業御届

当行儀客年十二月十日営業御認可相成候ニ付本月十日ヨリ開業仕候間此段御届申上候也

大正八月一月七日

㊤ 埼玉県北足立郡浦和町貳千貳百七拾
貳番地ノ壹

株式会社 武州銀行

頭取 尾高次郎 ㊤

大蔵大臣男爵 高橋是清殿

(埼玉県行政文書『商工務部・銀行会社』
1058、大正八年、埼玉県立文書館所蔵)

史料15 武州銀行役員および発起人

氏名	住所	職業	引受株数	土地所有	国 税	履 歴
*尾 高 次 郎	東京市下谷区中根岸	会 社 員		町	円 5,300.00	第一銀行・東京貯蓄銀行監査役、東洋生命保険株式会社社長、朝鮮興業株式会社社長、東洋電気工業株式会社社長、城東軌道社長
*柴 田 愛 蔵	京都府加佐郡余内村	会 社 員			114.00	東京貯蓄銀行員、東洋生命保険株式会社会計課長、同名古屋支店長
*松 岡 三五郎	北埼玉郡星河村	農 業	350	107.7500	2,090.05	埼玉農工銀行取締役、村会議員、村農会長、忍商業銀行専務取締役
*発 智 庄 平	入間郡霞ヶ関村	農 業	800	279.1623	751.60	村長、産業組合長、黒須銀行頭取、入間銀行監査役
*斎 藤 安 雄	大里郡中瀬村	農 業	500	44.6616	1,442.62	県会議員、衆議院議員、深谷銀行頭取、大宮商業・深谷商業・埼玉農工銀行取締役
*斎 藤 善 八	南埼玉郡岩槻町	商 業	800	93.1708	2,810.92	町会議員
*田 中 四一郎	南埼玉郡潮止村	農 業	300	136.0000	905.96	埼玉信用組合連合会会長、県会議員、村長
*大 島 寛 爾	北足立郡浦和町	弁 護 士	210	.5805	24.00	県会議員、衆議院議員、町長、浦和商業銀行頭取
*小 林 辰 蔵	北埼玉郡龜蓮川村	農 業	300	46.8300	707.54	県会議員、村長、埼玉製糸会社取締役、埼玉酒造株式会社監査役
石 川 嘉兵衛	北足立郡川口町	商 業	500	.8625	2,041.67	町会議員
岩 田 武三郎	北足立郡川口町	商 業	100	22.6000	645.85	町会議員、郡会議員、町長
西 野 吉 蔵	北足立郡神根村	織 物 製 造 業	500	19.5000	842.10	埼玉織物同業組合鳩ヶ谷区長
西 川 武十郎	北足立郡志木町	商 業 (地 主)	500	150.0000	4,513.70	
*岡 田 健次郎	北足立郡蕨町	農 業	200	10.0326	290.28	町助役、県会議員、町長、埼玉農工銀行・大宮商業銀行取締役
大 熊 達之助	北足立郡尾間木村	農 業	50	59.6624	755.55	浦和商業銀行取締役
奥 住 金兵衛	北足立郡膝折村	針 銅 業	200	11.7019	144.03	村会議員、埼玉金属組合長
大 熊 武右衛門	北足立郡南平柳村	味 噌 釀 造 業	200	56.0000	1,365.21	村会議員
吉 田 時三郎	北足立郡石戸村	農 業	250	46.7918	288.38	村長、農会議員、県会議員、産業組合中央会埼玉支会理事、埼玉信用組合連合会理事
田 中 徳兵衛	北足立郡南平柳村	味噌醸造業・材木業	100	67.2202	1,847.25	東洋紡績株式会社監査役、東京共立銀行監査役、村会議員、埼玉味噌醸造組合長
田 中 育 之	北足立郡小室村	農 業	200	111.0900	1,559.79	見沼代用水路普通水利組合議員
高 橋 勲一郎	北足立郡浦和町(寄)	農 業	100	12.9606	399.38	埼玉農工銀行取締役兼支配人
永 瀬 庄 吉	北足立郡川口町	鋳 物 業	800	24.0210	3,415.25	町会議員
永 瀬 嘉右衛門	北足立郡川口町	商 業	200	6.3500	388.56	町会議員、郡会議員
名古屋 六之助	北足立郡川口町	鋳 物 業	500	1.6512	515.55	町会議員、川口鋳物同業組合副会長
野 呂 丈太郎	北足立郡神根村	織 物 製 造 業	400	1.8923	194.27	埼玉製織株式会社取締役、県会議員
増 田 啓次郎	北足立郡川口町	鋳 物 業	500	1.4406	111.60	川口鋳物同業組合長、町会議員
駒 崎 幸右衛門	北足立郡大門町	農 業	200	31.1516	251.02	村長、県会議員

小口槇太	北足立郡大宮町	製糸業	200	1,780.3	21.82	氷川貯蓄銀行取締役、町会議員
新井泰三郎	北足立郡鴻巣町	銀行業・運送業	500	15,630.0	205.93	鴻巣銀行専務取締役、米券倉庫設立
新井泰三郎	北足立郡芝村	農業	200	36,992.4	444.62	埼玉農工銀行取締役
秋笹重吉	北足立郡田間宮村	酒造業	200	5,261.7	218.84	郡会議員、埼玉酒造組合副組合長
青木伊平	北足立郡大宮町	商業	200		386.27	埼玉織物同業組合長
天沼忠一郎	北足立郡川田谷村	農業	50	8,750.0	62.88	村長、川田谷信用購買販売組合長
三上権兵衛	北足立郡志木町	商業	200	74,300.0	1,235.45	日出銀行監査役、町長
平岡賢三郎	北足立郡安行村	農業	50	54,100.0	778.66	村助役、村会議員
須田守三	北足立郡上平村	農業	200	82,000.0	714.00	村会議員、桶川銀行頭取
石川幾太郎	入間郡豊岡町	製糸業	600		276.27	町会議員、入間郡蚕種購買販売生産組合長
岩沢庄三九	入間郡加治村	農業	150	70,982.3	162.35	飯能銀行・飯能貯蓄銀行取締役、(尙)加治村信用購買組合理事
市川惣左衛門	入間郡南高麗村	農業・材木	150	.0518	8.99	成木銀行監査役、信用組合理事
伊藤長三郎	入間郡川越町	砂糖・肥料商業	200	.2105	2,367.89	町区長代理
池谷幸太郎	入間郡元狹山村	農業	100		137.84	村長、県会議員、信用組合理事、茶業組合長、茶業組合連合会議所会頭
馬橋為三郎	入間郡鶴ヶ島村	農業	200	37,402.9	136.69	村収入役、村区長、村会議員、扇町屋銀行頭取
繁田武平	入間郡豊岡町	製茶業	500		1,617.08	町長、入間茶業組合役員、埼玉県茶業組合役員、中央会議所役員、黒須銀行取締役、信用購買組合理事
橋本三九郎	入間郡南古谷村	醬油醸造業	200		1,115.32	村会議員、郡会議員、県会議員、八十五銀行・橋本銀行取締役
小沢久助	入間郡所沢町	肥料商業	200	3,242.3	346.93	町会議員、学務委員、所沢銀行取締役
大野謙三	入間郡東吾野村	農業	200	90,770.5	295.99	村会議員、壬子銀行頭取、飯能銀行・飯能貯蓄銀行取締役、武蔵野鉄道株式会社重役
大河原浅吉	入間郡飯能町	銀行員	200		51.77	町会議員、郡会議員、飯能銀行・飯能貯蓄銀行取締役
大沢駿二	入間郡南畑村	農業	200	18,441.0	344.10	村農会議員、産米改良奨励委員
渡辺吉右衛門	入間郡川越町	商業	500	1,861.4	3,235.53	町会議員、渡辺銀行取締役、川越信用組合理事組合長
加藤初藏	入間郡高階村	農業	500	34,112.9	262.52	村長、村会議員、村信用組合役員、埼玉農工銀行監査役
加藤恒吉	入間郡金子村	農業	100	87,541.3	258.69	
田中万次郎	入間郡鶴ヶ島村	農業	250	48,990.2	123.98	村長、村会議員、郡会議員、県会議員、埼玉農工銀行頭取、所得税調査委員
竹谷兼吉	入間郡川越町	銀行業	500	1,691.0	197.12	県会議員、町会議員、川越商業銀行・川越貯金銀行取締役
高山俊吾	入間郡川越町	商業	350	2,161.0	115.58	町会議員、川越織物同業組合
並木八郎	入間郡飯能町	公吏	100		114.81	県・郡農会議員、飯能貯蓄銀行監査役、茶業組合常務委員会連合会議所議長
中島重藏	入間郡金子村	銀行員	200	58,531.5	110.61	黒須銀行取締役
内田卯之助	入間郡宗岡村	農業	50	45,890.9	846.51	村長、農会長、産米改良奨励委員

氏名	住所	職業	引受株数	土地所有	国 税	履 歴
野村 九市郎	入間郡山口村	商業	100	町 29.5301	188.90	村収入役、村会議員、学務委員
栗原 勘次郎	入間郡毛呂村	農業	50	23.8624	143.64	県会議員、村長、村信用購買販売組合理事、埼玉信用組合相談役
山崎 嘉七	入間郡川越町	商業	500	.4007	821.20	町会議員、名誉助役、八十五銀行・川越貯蓄銀行取締役
山田 房吉	入間郡太田村	農業	125		413.01	村会議員、八十五銀行取締役
松本 良三	入間郡堀兼村	金 銭 貸 付 業	100	54.9322	36.15	在郷軍人分会長
小山 文造	入間郡川越町	商業	500	.2312	443.67	町会議員、八十五銀行・川越商業銀行取締役、川越厚生信用組合長
小能 五郎	入間郡飯能町	会 社 員	500		526.23	町会議員、町収入役、武蔵野鉄道株式会社社長
新井 平蔵	入間郡三ヶ島村	農業	500	8.5924	49.57	村会議員
*綾部 利右衛門	入間郡川越町	商業	500	3.9105	856.56	町長、八十五銀行・川越貯蓄銀行・飯能貯蓄銀行取締役、武蔵水力電気株式会社取締役、川越商業会議所会頭
佐野 作次郎	入間郡飯能町	銀 行 員	50		329.34	町会議員、武蔵銀行取締役
斎藤 徳次郎	入間郡所沢町	菓 種 商	100	9.2916	329.17	所沢郵便局長（明治45～）
北野 正兵衛	入間郡水富村	醬 油 釀 造 業	300		444.41	村長、村助役、所得税調査委員、飯能銀行監査役
平岡 甚蔵	入間郡元加治村	織 物 製 造 業	200	12.7207	191.09	村会議員、郡会議員、飯能銀行監査役、武蔵野鉄道幹重役、武蔵織物信用購買販売生産組合理事組合長、武蔵織物同業組合長
平岡 兼吉	入間郡元加治村	織 物 製 造 業	100	20.7119	238.38	村会議員、武蔵絹織物同業組合長
諸星 新助	入間郡松井村	農 業	200	45.8606	255.03	村会議長、郡会議員、村農会役員、村信用組合理事、常盤信用購買販売組合理事
浅見 清吉	入間郡豊岡町	商 業	250		1,504.03	町会議員、黒須銀行取締役
細井 栄助	比企郡小川町	商 業	100	2.1604	21.86	武州本場絹織物同業組合会長（大正2～）
利根川 覚重郎	比企郡中山村	農 業	200	52.1223	883.83	村長、郡会議員、埼玉農工銀行監査役
小川 元一郎	比企郡松山町	商 業	100	13.0925	160.80	松山銀行専務取締役
小川 淵	比企郡西吉見村	農 業	150	23.1324	357.26	村長、村会議員
小高 圭作	比企郡南吉見村	蚕 種 製 造 業	50	28.1816	260.03	比企郡蚕種同業組合長
吉野 多三郎	比企郡宮前村	農 業	100	15.6318	241.49	村長、県会議員
横川 宗作	比企郡大河村	農 業	200	148.4306	741.15	村会議員、比企銀行監査役
横川 禎三	比企郡北吉見村	農 業	100	20.7224	55.22	村長、村会議員、小川製紙同業組合長
田中 親夫	比企郡平村	農 業	100	20.8701	382.00	村会議員、郡会議員
中島 林七	比企郡平村	農 業	100	65.0120	143.00	村長、郡会議員
松崎 和重郎	比企郡小見野村	農 業	100	19.3424	177.41	村長、県会議員、小見野信用販売購買生産組合長
小峰 覚一郎	比企郡亀井村	農 業	100	5.7119	86.13	村長、県会議員
小林 太一郎	比企郡松山町	酒 造 業	150	13.4624	356.79	町会議員、県会議員

酒井要五郎	比企郡大河村	農業	150	21.3300	271.08	村會議員、小川銀行監査役
*森田熊吉	比企郡大岡村	農業	300	45.1115	427.76	村長、県會議員、郡會議員、埼玉県信用組合連合会常務理事、比企郡地主会副会長
杉田助左衛門	比企郡大河村	農業	100	39.3000	132.73	県會議員、比企銀行取締役頭取
*渡辺湜	北葛飾郡桜田村	農業	500	116.1222	2,016.92	村會議員、学務委員
遠藤伝吉	北葛飾郡行幸村	農業・銀行業	250	41.8719	686.79	村會議員、栗橋銀行頭取、千塚農事組合長
秋間禮佐	北葛飾郡幸手町	病院経営者・農業	200	56.8221	1,818.27	町會議員、所得稅調査委員
野口秀	北葛飾郡高野村	農業	250	67.3513	1,601.08	村會議員、村農会長、産業組合長、青年会長、農事組合長
井上精一郎	北葛飾郡高野村	農業	150	40.6501	911.07	県會議員、衆議院議員、村農会長、村會議員
白石昌字	北葛飾郡桜田村	農業	450	147.8306	2,700.38	農事組合長、桜田信用組合長
新井新太郎	北葛飾郡八代村	農業	400	208.0308	3,173.43	
知久貞三郎	北葛飾郡八代村	農業	200	72.6118	1,332.38	県會議員、所得稅調査委員、村會議員、学務委員
渡辺勘左衛門	北葛飾郡杉戸町	銀行業	350	96.1223	2,430.41	町會議員、杉戸銀行頭取、営業稅調査委員、学務委員
田中源太郎	北葛飾郡幸松村	酒造業・農業	350	88.2215	2,717.28	県會議員、村會議員、庄内古川悪水路普通水利組合會議員
石川欣一郎	北葛飾郡松伏領村	農業	350	106.5620	2,171.81	村長、村會議員
神谷弥平	北葛飾郡彦成村	農業	150	26.6406	400.75	村長、農会長、郡會議長、村會議員、水利組合會議員、学務委員
富山久太郎	北葛飾郡早稲田村	農業	250	64.4200	1,249.42	郡會議員、村長、村會議員
関口武二郎	北葛飾郡桜井村	農業	200	48.8116	775.84	村會議員
村瀬芳次郎	北葛飾郡宝珠花村	銀行業・商業	100	9.7213	95.36	村長、村會議員、宝珠花銀行専務取締役
田島竹之助	北埼玉郡太田村	農業	400	146.7419	5,912.01	貴族院議員、忍商業銀行取締役
関根温	比企郡小川町	医師	100	7.0310	229.04	町會議員、小川銀行頭取
柿沼信夫	北葛飾郡静村	農業	150	2.7812	40.75	町村区長、郡農会地方技術員
綱野豊次郎	北埼玉郡三俣村	農業	300	39.2300	572.96	村長、加須銀行取締役、埼玉共同無尽貯蓄会社加須営業所長、埼玉製糸株式会社社長、私立埼玉中学校理事、村會議員
瀬田繁太郎	南埼玉郡清久村	農業	130	46.9928	843.35	村長 (M26)、村會議員 (M40)
北岡文次郎	北埼玉郡荒木村	酒造業	300	15.5010	469.27	村會議員、埼玉県酒造組合長、荒木村耕地整理委員長
手島重兵衛	北埼玉郡笠原村	農業	350	115.5027	2,720.85	村會議員、笠原村耕地整理組合長
中村謙七郎	北埼玉郡北河原村	農業	150	16.3600	323.59	村會議員、県會議員
小林賢太郎	北埼玉郡元和村	農業	150	93.3000	1,264.44	村會議員、学務委員、川辺領耕地整理組合長
野中広助	北埼玉郡大越村	銀行員	250	107.1209	1,764.84	村會議員、羽生銀行取締役頭取、埼玉製糸株式会社監査役、大蔵省相続稅審査委員、県農會議員
斎藤誠之丞	北埼玉郡成田村	農業	150	23.0229	414.03	村長、村會議員
田村四郎	北埼玉郡豊野村	農業	300	78.7801	1,299.97	加須銀行監査役、埼玉製糸株式会社相談役
清水近太郎	北埼玉郡加須町	銀行員	200	81.6200	1,859.36	町會議員、町長、加須銀行頭取
川島倉藏	北埼玉郡大桑村	農業	150	83.5303	1,697.54	村長、村會議員、菖蒲銀行取締役、水利組合會議員

氏名	住所	職業	引受株数	土地所有	国 税	履 歴
				町	円	
門井東一	北埼玉郡大桑村	農 業	200	59.8914	1,102.51	村会議員、県会議員、郡会議員、所得税調査委員
上雄之助	北埼玉郡水深村	農 業	250	71.4000	2,622.31	村会議員
田口与左衛門	北埼玉郡村君村	農 業	300	62.4401	1,317.29	村長、羽生銀行取締役
吉羽昌太郎	北埼玉郡忍町	薬 種 商	100	.0800	313.98	町会議員、営業税調査委員、忍商工会長、行田物産株式会社取締役
橋本喜助	北埼玉郡忍町	足袋・織物製造業	900	59.4910	3,479.25	町会議員、行田電燈株式会社社長、行田馬車鉄道株式会社相談役
森 脩	北埼玉郡忍町	牛 乳 商	200	3.0927	221.17	町長、郡会議員、町会議員、行田電燈株式会社取締役、行田馬車鉄道株式会社社長
出井兵吉	北埼玉郡須影村	農 業	100	.2425	13.07	村長、郡会議員、村会議員、水利組合会議員、県会議員、羽生貯蓄合資会社社長
酒巻景一	北埼玉郡志多見村	銀 行 員	400	11.9509	419.33	忍貯金銀行羽生支店長
原嶋孝三	秩父郡影森村	農 業	200	29.0202	139.62	村会議員、学務委員、影森信用購買組合長、碓氷社武甲組合長
肥土晴三郎	秩父郡下吉田村	酒 造 業	550	16.5615	230.25	村会議員、下吉田郵便局長、小鹿野銀行取締役、武毛銀行頭取
塩谷長三郎	秩父郡野上村	農 業	100	25.0316	130.00	村長
加藤芳三郎	秩父郡小鹿野町	蚕 種 製 造 業	100	18.3800	70.24	小鹿野銀行頭取、碓氷社小鹿野組長、町会議員
持田愛三郎	秩父郡金沢村	農 業	100	76.3622	561.62	村長、村会議員、県会議員
新井定三郎	秩父郡樋口村	蚕 種 製 造 業	100	12.8219	48.56	郡会議員、村会議員、碓氷社荒川組合長
宮前藤十郎	秩父郡秩父町	文 房 具 商	100	6.7727	264.21	郵便局長、町会議員、西武商工銀行取締役
*柿原万三	秩父郡秩父町	織 物 買 継 商	300	.8328	2.12	
横田貫一	秩父郡秩父町	医 師	100	.1704	34.21	秩父銀行取締役
柿原定吉	秩父郡秩父町	農 業	300	32.8908	917.87	秩父鉄道会社社長、西武銀行取締役頭取、県会議員
荒船愛次郎	秩父郡秩父町	織 物 商	200	2.0206	191.54	秩父銀行取締役、秩父絹織物共同販売会社社長
新井佐市	秩父郡秩父町	銀 行 員	200	2.3110	50.87	秩父銀行常務取締役
大沢寅次郎	秩父郡白鳥村	農 業	100	5.5123	24.63	村長、県会議員、碓氷社大滝組長
大森喜右衛門	秩父郡秩父町	織 物 買 継 商	300	10.5326	3,388.29	秩父銀行頭取
富田源之助	秩父郡横瀬村	農 業	100	86.0000	254.98	村会議員、郡会議員、村長、西武商工銀行取締役、上武鉄道会社監査役、秩父倉庫運送社社長
平沼弥太郎	秩父郡名栗村	林 業	300	134.4105		在郷軍人会長
山中宗治	秩父郡大滝村	農 業	100	177.4915	212.65	村会議員、郡会議員、学務委員、碓氷社武甲組副組長
塚田啓太郎	大里郡明戸村	農 業	500	36.6601	1,140.41	県会議員、衆議院議員、深谷商業銀行頭取、大里郡治水会長、深谷物産会社社長、所得税調査委員
稲村貫一郎	大里郡熊谷町 (北埼玉郡成田村)	農 業	350	20.3003	509.61	村会議員、県会議員、学務委員、熊谷銀行頭取、熊谷貯蓄銀行頭取、農会長
高田惣五郎	大里郡深谷町	絹 仲 継 商	1,000	.0820	318.98	

安部彦平	大里郡深谷町	乾物商	400	7,7403	1,268.86	深谷銀行監査役
大谷藤三郎	大里郡深谷町	銀行員	400	17,1403	639.28	深谷銀行専務取締役
武政泰一郎	大里郡榛沢村	農業	400	77.8823	559.30	利根発電株式会社取締役、深谷銀行取締役、学務委員、埼玉興業株式会社取締役、本庄電社株式会社取締役
石坂養平	大里郡奈良村	農業	500	51.7706	1,146.65	村会議員、村農会長、熊谷銀行監査役
高柳二郎	大里郡熊谷町	無	300	12.2413	660.25	県会議員、郡会議員、熊谷銀行監査役、伊藤商店代表社員、普通水利組合議員、荒川砂利会社社長、所得税・営業税調査委員
*松本真平	大里郡熊谷町	商業	400	7.6415	294.31	松本米穀製粉株式会社社長、所得税調査委員、熊谷銀行取頭
桜沢鶴吉	大里郡熊谷町	製糸所管理人	150	.2217	12.68	片倉組製糸所業務管理者、埼玉製糸同業組合役員
吉田定助	大里郡男衾村	農業	200	24.6422	106.07	県会議員、郡会議員、村長、寄居銀行取締役、寄居郵便局長、所得税調査委員、大里郡教育会評議員
渋沢治太郎	大里郡八基村	農業	400	18.3701	102.20	村会議員、深谷銀行監査役、八基信用組合長、学務委員、埼玉興業株式会社取締役、所得税調査委員
長島甚助	大里郡吉見村	農業	200	53.9611	1,087.39	郡会議員、村会議員、忍商業銀行監査役及び同吹上出張所主任、吉見小学校長、熊谷製糸株式会社社長
根岸伴七	大里郡吉見村	農業	350	49.6124	1,080.38	村会議員、郡会議員、県会議員
長谷川宗治	大里郡御正村	農業	300	17.4221	467.14	村長、村会議員、県会議員、熊谷商業銀行頭取、学務委員、御正信用購買組合理事
須田実郎	大里郡妻沼村	農業	200	67.2323	1,076.41	村会議員、学務委員、熊谷銀行妻沼支店長
須賀丈太郎	児玉郡賀美村	農業	300	21.7416	255.28	郡会議員、県会議員、村長、甘楽社常務取締役・副社長、埼玉地方種繭審査委員、相統税審査委員
原利平	児玉郡若泉村	農業	200	35.0000	1,144.00	村会議員
*原鉄五郎	児玉郡若泉村	農業	400	123.0000	1,242.00	村会議員、名誉職村長
木村九蔵	児玉郡青柳村	蚕種製造業	100	15.9917	214.82	児玉蚕業学校長、競進社長
安斎謙三郎	児玉郡東児玉村	農業	100	23.1118	208.27	村長、郡会議員、埼玉地方森林会議員
戸谷八郎左衛門	児玉郡本庄町	商業	100	6.7028	416.78	町会議員、本庄銀行重役
宮下林平	児玉郡本庄町	商業	300	20.4413	537.64	町会議員、本庄商業銀行頭取、所得税調査委員
飯島嘉平	児玉郡藤田村	農業	200	46.1100	1,036.17	村会議員、学務委員
高橋守平	児玉郡丹庄村	農業	250	45.8500	1,147.87	小学校教員
坂本和三郎	児玉郡丹庄村	農業	200	21.8500	300.17	村会議員、郡会議員、阿保領用水路普通水利組合委員
茂木小平	児玉郡仁手村	農業	50	10.0000	168.24	県会議員 (M12)、村長 (M22)、郡会議員 (M29)、本庄商業銀行取締役、埼玉県蚕糸同業組合連合会長
大林良作	児玉郡七本木村	医師	300	2.4503	36.66	群馬県多野郡新町にて医師開業 (M28)
高橋莊之丞	南埼玉郡鷲宮町	農業	130	24.0000	454.27	村長、県会議員、県会議員、県農会副会長、埼玉農工銀行監査役、相統税審査委員
森沢一作	南埼玉郡菖蒲町	商業	200	15.0958	434.90	菖蒲銀行頭取、町会議員
田村新蔵	南埼玉郡粕壁町	商業	400	143.3525	3,311.53	粕壁銀行頭取

氏名	住所	職	業	引受株数	土地所有	国 税	履 歴
斎藤 信之助	南埼玉郡三箇村	農	業	130	町 43.3500	円 816.59	村会議員、菖蒲銀行頭取
関根 宗輔	南埼玉郡増林村	農	業	150	44.5255	913.45	
榎本 善兵衛	南埼玉郡久喜町	農	業	400	121.1927	2,495.80	町会議員、町農会長、町青年会長、町図書館長、見沼代用水路普通水利組合会議員
武井 昇	南埼玉郡江面村	農	業	200	62.0727	1,141.11	村農会長、村会議員、村教育会長、久喜銀行取締役、埼玉織布会社監査役
吉沢 茂吉	南埼玉郡江面村	農	業	150	17.3115	394.84	村教育副会長、久喜銀行取締役、村消防組頭
飯野 喜四郎	南埼玉郡綾瀬村	農	業	150	3.4423	61.71	県会議員 (M27)、全国運輸連合会理事、埼玉甘藷同業組合長、東京秋葉銀行蓮田支店長・監査役・取締役、氷川貯蓄銀行監査役
永田 勘六	南埼玉郡粕壁町	農	業	280	174.8928	4,036.19	
新井 啓一郎	南埼玉郡篠津村	農	業	100	40.5416	656.00	衆議院議員 (M25)、村会議員 (M22)
有滝 政之助	南埼玉郡越ヶ谷町	商	業	100	20.6800	561.00	町長 (M39)、町会議員 (T6)
田口 菊太郎	南埼玉郡新和村	農	業	100	47.7200	767.54	村長 (M45)、県会議員 (T4)
藤波 玉太郎	南埼玉郡八幡村	農	業	100	22.1310	432.15	村会議員 (M39)、八幡信用組合理事 (M39)、村長 (M42)、埼玉郡農会評議員 (T3)、県会議員 (T4)
岩井 右衛門八	北足立郡大宮町	商	業	200	8.9518	221.32	町会議員、永川貯蓄銀行取締役
井原 弥四郎	北足立郡与野町	農	業	200	170.	2,548.64	町長
山崎 啓蔵	入間郡梅園村	材	木業員	250	72.7613	173.77	村長、県会議員、埼玉県信用組合連合会相談役
谷矢 力太郎	児玉郡児玉町	銀	行員	200	5.5125	108.32	郡会議員、丸保銀行重役

〔備考〕(1) 埼玉県行政文書『工商務部・銀行会社』970H-1・2、(大正7年)により作成。

(2) 氏名の左上の*は役員(大正7年11月6日選出)を示している。また(寄)は寄留を示している。